

診療所のリフォーム代は修繕費になるか



医療法人です。診療所のリフォームをしようと考えていますが、その費用は修繕費として計上できますか。



リフォームをした場合、修繕費として損金(必要経費)になるものと、資本的支出となり減価償却費で損金になるものがあります。

Q 資本的支出とはどういう支出ですか。

A 固定資産などの修理や改良のために支出した金額のうち、その固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すと認められる部分に対応する金額が資本的支出となります。例えば建物の避難階段の取り付け等、物理的に付加した部分に係る費用の額や、用途変更のための模様替え等、改造や改装に直接要した費用の額が資本的支出に当たります。

Q 修繕費になるのはどのようなものですか。

A 固定資産の修理や改良のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理、または「き損」した固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費です。例えばレントゲンの管球の取り換えなどは数百万円かかる場合がありますが、修繕費として処理することになります。なお計画に基づいて同一の固定資産について行う修理や改良等の費用が20万円に満たない場合、その修理や改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情から見て明らかな場合は修繕費となります。

Q 修繕費になるか、資本的支出になるか分からない場合はどうしたらよいでしょう。

A 「形式基準による修繕費の判定」として、次のいずれかに該当するときは修繕費として損金

経理することができます。

- ①その金額が60万円に満たない場合
- ②その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

なお「資本的支出と修繕費の区分の特例」として、法人が継続してその金額の30%相当額とその修理や改良等をした固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理方法も認められています。

Q リフォームに当たり、診療室を含めて蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り換えようと思いますが修繕費になりますか。

A 取り換えるメリットはありますか。

Q はい。消費電力が少ないため電気代が削減できますし、寿命も長く安全で軽量、また発熱が少なく空調に与える影響が少ないためエアコンなどに係る負担を軽減できます。

A 節電効果や使用可能期間が向上していますので、資本的支出に該当するとも考えられます。しかし、蛍光灯または蛍光灯型LEDランプは、照明設備がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物付属設備として価値等が高まったとまでは言えないと考えられるため、修繕費として処理することが認められています。リフォームに当たり、修繕費になるか資本的支出なるか、信頼できる税理士か保険医協会・医会にご相談ください。